

令和6年度

こども園入園手続きのお知らせ

令和6年度こども園の入園児童を募集します。



●対象児 保護者、児童が紀美野町内に住民票を有し、集団保育(教育)可能な児童かつ児童福祉法第 24 条の規定に該当する児童

●入園年齢 *幼稚園部 小学校就学前の4月2日時点で満3歳以上の児童

(月齢) *保育所部(きみのこども園)小学校就学前の満6か月以上の児童(入園日は翌月1日)

(こうのこども園)小学校就学前の満1歳以上の児童(入園日は誕生日以降。慣らし保育が必要な場合は、慣らし保育実施日で数えて誕生日の 8 日前に認定を行い、入園を可能とします。)

※ ただし、4 月当初において慣らし保育が必要な場合も入園式の翌日からの受入れとなります。

※ アレルギー、離乳食等の対応は不可ですので給食は1歳からです。

●入園申込手続き

新規に入園を申し込みされる方は、認定申請書兼入所(園)申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類と共に、保健福祉課または、住民室に提出してください。

現在すでに入園されており、引き続いて入園希望の場合は、受付期間内にこども園に提出してください。

なお、保育料については令和元年 10 月利用分から町立のこども園について無料となっています。

※ こども園の定員に達した場合は入園できない場合があります。

※ 年度途中に入園を希望される場合もできるだけ入園申請受付期間にご提出をお願いします。(年度途中にも入園申請は随時受付をしておりますが、定員等の都合によりご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。)

※ 入園後、申請時点から保護者の保育の必要性の状況が変わりましたら、速やかに申出してください。状況等により当初の決定より変更になる場合があります。

●申請書類 ① 認定申請書兼入所(園)申請書(児童 1 人につき 1 枚)

※ 保護者の方の住民票が紀美野町にない場合もしくは紀美野町で住民税が課税されていない場合は申請書には必ずマイナンバーを記入してください。

② 以下保育を必要とする理由に応じ添付書類が必要です。(幼稚園部を希望の場合を除く)
添付書類は保護者の方全員分必要です。

【就労(会社員等)】申請時就職内定者の方は、就職後速やかに提出願います。

ア. 就労証明書

イ. 社会保険の保険証の写しまたは直近3ヶ月以内の給与収入がわかるもの(社会保険に加入されていない場合を含む。)

上記【就労(会社員等)】以外の方は下記(ア及びイ)の添付書類が必要です。

ア. 自営業・介護等申立書

(公的な書類等で保育を必要とする事実が確認できる場合、民生委員の証明は不要です。公的な書類等が提出できない場合のみ民生委員の事実を確認してもらい、証明が必要です。)

【就労(自営業等)】

- イ. その事実を証する公的な書類等(下記のいずれかの書類)を提出する必要があります。
確定申告書、営業許可証、会社の登記事項証明書、売上伝票、出荷伝票、売買契約書、領収書等の写し等

【妊娠・出産・育児】

- イ. 母子手帳の写し

【疾病・障害】保護者の方が左記の場合、その方の次の書類が必要です。

- イ. 次のいずれかの書類を提出してください。

- ・医師の診断書・特定疾患等の各医療制度の受給者証等の写し
- ・障害者手帳等の各種手帳の写し・受診機関の診察券及び領収書

【介護等】保護者の方が介護等を行う場合、その対象の方の次の書類が必要です。

- イ. 障害者手帳、診断書、介護保険証等(認定期間等記載されているもの)

【求職活動】求職活動におけるこども園保育所部の入所は原則3か月限定です。

『求職のため保育が必要な場合のこども園の入園について』をご理解ください。

- イ. ハローワーク等をご利用の場合はハローワークカードの写し、または求職活動の状況を記載した申立書のどちらかを添付するか、上記の添付書類がなければ民生委員の証明が必要です。

求職活動等を行いやすくするために、子育て支援センターにおいて、一時預かり保育を行っています。お仕事の面接等はこちらもご利用ください。

詳しくは子育て支援センター(電話489-6700)までお問い合わせください。

【就学、職業訓練】

- イ. 在学証明書及びカリキュラム等

【災害復旧】

- イ. 災害証明書等

※ 年度途中で申請時点の保護者の状況等に変更がありましたら、変更した内容について、支給認定・入所変更申請書に記入し、保護者の状況に応じた添付書類(ア~イ)の提出が必要になります。保健福祉課、きみのこども園、こうのこども園まで申し出てください。

●町内こども園 ◎きみのこども園 動木156 番地 TEL 073-489-2144

◎こうのこども園 神野市場216 番地 TEL 073-495-2049

●送迎車両の利用について 1,000円／月／人

- ・対象 長谷毛原地区(毛原下、小西、毛原中、毛原宮、毛原上、長谷宮)からこうのこども園へ通園する児童かつ満2歳児以上(乗降、送迎業務、運行中の安全に協力でき、送迎に耐えうる者)
- ・乗降場所 長谷毛原中学校駐車場(丹生狩場神社裏側)
- ・送迎時間 行 午前8時15分頃出発予定 帰り 午後4時10分頃到着予定

- 認定・入園期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 保育時間（幼稚園部） 平日 9時00分～14時00分
 〈預かり保育〉 平日 14時00分～16時30分(1日/300円)
- (保育所部) 平日 8時30分～16時30分
 土曜 8時30分～16時30分(きみのこども園にて)
- 〈延長保育〉 平日 7時00分～19時00分(各園にて)
 土曜 7時00分～17時00分(きみのこども園にて)

保育を希望される場合、

- 利用希望時間が8時間を超える場合 …… 保育標準時間認定
 利用希望時間が8時間を超えない場合 …… 保育短時間認定

- 受付期間 令和5年10月1日～10月31日(土、日、祝日を除く ※窓口受付の場合)

■問い合わせ・申し込み



総合福祉センター内保健福祉課(Tel 073-489-9960)

〒640-1121 紀美野町下佐々1408番地4

美里支所住民室(Tel 073-495-3464)

きみのこども園 (Tel 073-489-2144)

こうのこども園 (Tel 073-495-2049)

オンライン申請 マイナポータルにて

https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

子育て支援の拡充について

紀美野町では子育て支援の観点から、次のとおり拡充しています。

◆就学前教育・保育関係(町立こども園、その他未就学児施設等)◆

【令和元年10月1日から】

- ①町立のこども園の保育料・給食費をすべて無料としました。
- ②児童発達支援施設等の未就学児施設の利用料・食事代の補助をします。(領収書を添付しての要申請)
 利用料…全額、食事代…月額設定の場合最大8,000円、日額設定の場合最大400円

◆在宅育児関係◆

- ①在宅育児手当…在宅で育児をする方に月3万円の手当を支給します。(要申請)
 - ・対象児 満1歳から満3歳になった年度の末までの期間において未就園の児童
 - ・対象者 上記対象児童を在宅で育児している保護者
 - ・金額 月額30,000円(申請の翌月から支給) 支給月は4、7、10、1月

◆一時預かり保育◆

【平成29年10月1日から】

- ・対象児 生後5か月から小学校就学前で保育所、こども園及び幼稚園に通われていない集団保育が可能な児童
- ・実施場所 紀美野町子育て支援センター (総合福祉センター2階) 電話489-6700
- ・開設日時 毎週月曜日、木曜日 10時から15時 (ただし、総合福祉センター休館日は除く)
- ・利用定員 3名
- ・利用料金 1時間あたり 最大500円 ※所得により利用料金が変わります。
 ※利用登録・事前予約が必要です。

【入園基準】

こども園へ入園できる児童は、次のことが常態となっている場合で、同居の親族やその他の方が保育できない場合に限ります。(保育を希望する場合)

家庭内外労働	児童の親が昼間、家庭の内外で仕事をすることが普通なので、児童の保育ができない。(就労時間1ヶ月48時間以上です。) 保育標準時間認定は 就労時間1ヶ月120時間以上です。
母親の出産等	母親が妊娠中であるか又は出産後の状態にあるため、児童の保育ができない。 出産予定日の産前6週間・産後8週間後の月末までを保育の期間とし、その範囲内で保護者の方の意向で利用期間の選択が可能。(原則、保育短時間認定) ※令和4年度まで、産前6週間・産後1年間後の月末までを保育期間としておりましたが、監査にて指摘があり、取りやめこととなりました。ただし、令和4年度中に保育を必要とする利用を母親の出産で申請し、入園決定されている方については、産後1年間後までの期間を保育期間といたします。
疾病又は負傷等	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有しているため、児童の保育ができない。
病人の看護等	同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護するので、児童の保育ができない。
災害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっているので、児童の保育ができない。
求職中	求職活動(起業の準備を含む)を行っているので児童の保育ができない。 ※求職の場合、保育認定をおこなえる求職期間は原則3か月です。 3か月を過ぎますと保育認定が終了します。仕事が決まつたら就労証明を提出して頂くことにより就労による保育認定と変更されます。
学生	専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているので、児童の保育ができない。
職業訓練	就労を前提とした職業訓練を受けているので、児童の保育ができない。
虐待等	保護者が、児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められた場合。
配偶者暴力等	配偶者からの暴力により児童の保育ができない。
育児休業中 (在園児)	育児休業中の間に、上の児童が入園しているこども園を引き続き利用することが必要であると認められた場合。(保護者の疾病等によるもの)
その他	上記に掲げるもののほか、町が認める事由に該当する場合。